

議案第9号

秋田県指定文化財の指定について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（彫刻）に指定する。

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|-------|----|-------------|-------|
| 二の舞腫面 | 1面 | 能代市清助町7番23号 | 龍泉寺 |

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|-----------|------|-------------------------|-------|
| 湯ノ沢F遺跡出土品 | 117点 | 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下 23番地2 | 秋田市 |

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（歴史資料）に指定する。

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|------------------|----------|-----------------|-------|
| 白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図 | 1帙 2帖 | 横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 | 秋田県 |

平成28年3月10日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

第84回秋田県文化財保護審議会において、「二の舞腫面」、「湯ノ沢F遺跡出土品」、「白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図」の計3件を秋田県指定文化財に指定することが適当であることの答申があった。この指定については秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

に まいはれめん 二の舞腫面

| | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 種別 | 有形文化財（彫刻） |
| 2 | 名称及び員数 | 二の舞腫面 1面 |
| 3 | 寸法 | 面長28.3cm 面幅19.5cm 高さ13.8cm |
| 4 | 制作年 | 徳治2年（1307） |
| 5 | 所在地 | 能代市清助町7番23号 |
| 6 | 所有者 | 龍泉寺 |
| 7 | 説明 | |

二の舞腫面は、能代市清助町の龍泉寺に所在する舞楽面である。

龍泉寺は、湯殿山能代出張所が秋田市上新城にあった高倉山龍泉寺を併せ、明治19年（1886）に独立した寺院である。高倉山龍泉寺の周辺は、中世の館跡が複数存在し、当時の仏像も確認できることから、豊かな文化が育まれた地であったと考えられる。本面は、高倉山龍泉寺の寺宝として伝えられてきたが、寺院の合祀にともない龍泉寺の所蔵となった。

二の舞は、舞楽の一つである案摩^{あま}の舞をまねようとして、うまくいかない様子をこっけいに演じるものである。演じる際、世の中の陽を象徴する明るく上品な翁^{おきな}を表した咲面^{えみめん}と、陰を象徴する苦痛に顔を歪める^{おうな}姫を表した腫面を使用する。本面はまぶたの腫れが額全体に広がり、全体の形も左右不均衡になっており、苦痛が強調された表現になっている。また、左顎が一部欠損し、顎中央及び右に割れがあるものの、表に部分的に朱が残っている。裏には「奉造^{とくじ}口瀧山寺 舞楽面也 徳治二年丁未三月日」（口は不明）と読むことができる朱漆銘が確認できることから、徳治2年（1307）に制作されたと考えられる。

本面は、制作年が特定できる紀年銘が残存することから、本県に伝わる面の中で最も古い時代に属し貴重である。

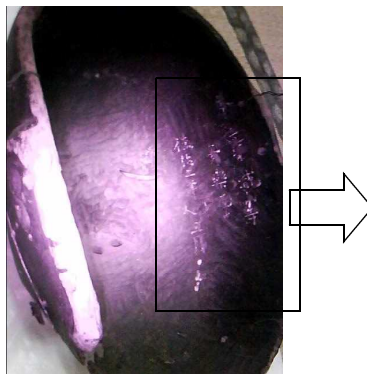
参考

秋田県指定文化財「二の舞面」 昭和47年（1972）6月10日 ※咲面

参考文献

秋田県立博物館『東北の仮面』 昭和56年（1981）9月

嶋田忠一「秋田県の仮面」『秋田県立博物館研究報告』第7号 秋田県立博物館 73-94頁
昭和57年（1982）3月



腫面裏の紀年銘

ゆ さわ い せきしゆつ ど ひん
湯ノ沢F遺跡出土品

- 1 種 別 有形文化財（考古資料）
- 2 名称及び員数 湯ノ沢F遺跡出土品 117点
（内訳）鉄製品69点、銅製品7点、石製品6点、漆皮製品2点
土器33点
- 3 所在地 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下23番地2 四ツ小屋遺物収蔵庫
- 4 所有者 秋田市
- 5 説明

湯ノ沢F遺跡は、秋田市御所野湯本に所在する。

昭和58年（1983）と昭和60年の発掘調査により平安時代の墓が40基見つかった。この墓には木棺の痕跡があるものも確認され、遺体は副葬品と共に棺に納めて土葬していたと考えられる。副葬された土器の形から、9世紀後半という限られた期間に造られた墓群であると推定される。

副葬品には土器の他に鉄製品、銅製品、石製品、漆皮製品があり、種類は豊富である。鉄製品には、鉄刀や鉄鍬などの武具、馬銜や轡などの馬具、鋤先や鎌などの農具、紡錘車などの生活用具がある。鉄刀の中には金銅製飾り金具がついた儀仗刀二振が含まれるほか、銅製や石製の帯飾り、延暦15年（796）初鑄で皇朝十二銭の一つである隆平永宝などがある。これらは律令制の中で下賜されたか交易によって入手したとみられ、被葬者と律令政府との関係を示すものである。

本出土品は、県内で出土した奈良、平安時代における副葬品の中では、その種類、数量ともに最も多く、儀仗刀や漆皮箱など希少な優品もある。また、秋田の古代史上重大な出来事である元慶の乱との関連も考えられ、貴重な資料である。

参考文献

秋田市教育委員会『秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一坂ノ上E遺跡・湯ノ沢A遺跡・湯ノ沢C遺跡・湯ノ沢E遺跡・湯ノ沢F遺跡・湯ノ沢H遺跡・野形遺跡一』昭和59年（1984）3月

秋田市教育委員会『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書一地蔵田B遺跡・台A遺跡・湯ノ沢I遺跡・湯ノ沢F遺跡一』昭和61年（1986）3月

秋田市『秋田市史 第七巻 古代史料編』平成13年（2001）3月



3号墓 副葬品出土状況



金銅装直刀（儀仗刀）



帯飾り（上：銅製 下：石製）

はくうんひつ おうしゅうかいどうならびに う しゅうかいどうふうけい ず
白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名称及び員数 白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図 1 帙 2 帖
- 3 形 状 紙本著色 折本
- 4 寸 法 乾冊 縦20.0cm、横17.8cm、厚さ1.6cm、21丁
坤冊 縦20.0cm、横17.8cm、厚さ1.8cm、24丁
- 5 所 在 地 横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館
- 6 所 有 者 秋田県
- 7 説 明

白雲は、明和元年（1764）生まれの浄土宗の画僧で、白河藩主松平定信に画才を認められ、谷文晁・亜欧堂田善らとともに『集古十種』の編纂事業にも関わった。幾度も諸国を遊歴し、文物の調査を行っている。文化7年（1810）に六郷の本覚寺に移住、文化9年に50歳で同寺の第28代住職となっている。

この折本は桐箱に収められている。安藤和風により桐箱蓋の表裏や、乾坤両冊の表紙に「白雲上人画奥羽街道並久保田藩内沿道風景写生帖」の題字などが墨書されており、和風によって現在の乾冊21図、坤冊19図の2帖に整えられたと考えられる。

風景図は、全図を通じて南画の手法がみられ、彩色は明るい色調である。描かれているのは、奥州街道から羽州街道にかけての沿道風景で、山や岩、滝、海岸線、舟渡の光景などが描かれている。藩主佐竹家の旧蔵品と伝えられ、藩内の風景は22図あり、白雲が晩年に来秋してからの制作と考えられる。

寛政から文政期にかけては、荻津勝孝の秋田風俗絵巻や菅江真澄の著作など、地方の文物を記録する文化的な風潮が見られる。本風景図もまたそのような作品の一つであり、景勝地を主として社寺や石造物、舟渡なども記録しており、当時の景観や風俗を知る上で貴重な資料である。

参考文献

奈良環之助「秋田画人伝11 画僧白雲」『あきた』通巻24号 秋田県 42-44頁 昭和39年（1964）5月1日

太田和夫「画僧白雲の作品について」『秋田県立博物館研究報告』第8号 秋田県立博物館 47-56頁 昭和58年（1983）3月30日

白河市歴史民俗資料館 『特別企画展「定信と画僧白雲—集古十種の旅と風景」—展図録』 平成10年（1998）11月1日

